

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会善意銀行規程

(平成19年4月1日制定)

沿革 平成27年 3月30日議決

(名称)

第1条 この銀行は、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会善意銀行（以下「銀行」という。）という。

(所在)

第2条 銀行は、渋川市渋川1760番地1 渋川市社会福祉協議会内に置く。

(目的)

第3条 銀行は、個人及び団体等から技能、労力、金品、その他の善意に基づく預託を受け、これを効果的に社会福祉の用に供するよう、善意の取り次ぎ業務を行うと共に社会連帯、社会奉仕の精神を高め、一人ひとりが、その人らしく、安全で安心して暮らせる地域の実現に寄与することを目的とする。

(業務)

第4条 銀行は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 善意による技能、労力、金品等の預託を受け、これを効果的に供与する事業
- (2) 社会連帯、社会奉仕精神の普及に関する事業
- (3) 社会調査及び資料の収集
- (4) 研究会、講習会、座談会、講演会等の開催
- (5) その他目的達成に必要な事業

(資産)

第5条 銀行の資産は、経理規程に規定する資産をもって構成する。

(会計)

第6条 銀行の会計は、社会福祉事業区分のうち地域福祉拠点区分に分類し、善意銀行サービス区分において処理する。

(運営経費)

第7条 銀行の運営に関する経費は、渋川市社会福祉協議会が支弁するものとする。

(運営委員会の設置)

第8条 銀行の適正な運営を図るため、善意銀行運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度決算においては、なお従前の例によるものとする。